

富山地区広域圏事務組合 溶融スラグ利用推進指針

1 目的

この指針は、富山地区広域圏クリーンセンターで生成される溶融スラグ（以下「スラグ」という。）について平成19年9月28日付け環廃対発第070928001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進について」（以下「環境省指針」という。）に基づき、安定的かつ安全な利用の推進を図るため、スラグの品質基準、利用用途等について必要な事項を定める。

2 品質基準

（1）安全性に係る基準

スラグの溶出量試験及び含有量試験に係る溶出量基準及び含有量基準は、JIS A 5031及びJIS A 5032に定める有害物質に係るそれぞれの量によるものとし、次のとおりとする。

項目	溶出量基準	含有量基準
カドミウム	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
鉛	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
六価クロム	0.05mg/L以下	250mg/kg以下
ひ素	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
総水銀	0.0005mg/L以下	15mg/kg以下
セレン	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
ふっ素	0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下
ほう素	1.0mg/L以下	4,000mg/kg以下

（備考）1 溶出量試験の方法は、JIS K 0058-1の5.に定める方法とする。

2 含有量試験の方法は、JIS K 0058-2に定める方法とする。

（2）材料に係る規格基準

スラグの材料試験の試験項目、試験項目ごとの規格値及び試験方法（以下「試験項目等」という。）は、次のとおりとする。

なお、利用者がその他の試験項目等を必要とする場合は、個別に協議するものとする。

項目	単位	規格		試験方法(JIS)		
		コンクリート用骨材及び アスファルト以外の用途 (コンクリート二次製品など)	アスファルト 混合物用			
			5-0.3mm細骨材 (MS5 - 0.3)	細骨材 (FM - 2.5)		
化学成分	酸化カルシウム(CaOとして)	%	45.0 以下		A 5011 - 3付属書1(規定)	
	全硫黄(Sとして)	%	2.0 以下		A 5011 - 3付属書1(規定)	
	三酸化硫黄(SO ₃ として)	%	0.5 以下		A 5011 - 3付属書1(規定)	
	金属鉄(Feとして)	%	1.0 以下		A 5011 - 2付属書1(規定)の10 (金属鉄定量方法)	
	塩化物量(NaClとして)	%	0.04 以下		A 5031 - 3付属書1の10	
膨張性(モルタル膨張率として)	%	2.0 以下			A 5031付属書1(規定)	
物理性状	絶乾密度	g/cm ³	2.5 以上		A 1109	
	表乾密度	g/cm ³		2.45 以上	A 1109	
	吸水率	%	3.0 以下	3.0 以下	A 1109	
	安定性	%	10 以下		A 1122	
	粒径判定実績率	%	53 以下		A 5005	
	微粒分量	%	7.0 以下		A 1103	
アルカリシリカ反応性	-		無害		A 1145、A 1146又はA 1804	
粒度	ふるい 質量を 百分率 のもの	10 mm	% 100	100		
		5 mm		95 ~ 100	100	
		2.5 mm		45 ~ 100	85 ~ 100	A 1102
		1.2 mm		10 ~ 70		
		0.6 mm		0 ~ 40		
		0.3 mm		0 ~ 15		
		0.15 mm		0 ~ 10		
		0.075 mm		0 ~ 10		
(備考)	1)	規格は、JIS A 5031及びJIS A 5032に定める品質を準用する。				
	2)	試験方法は、項目ごとにJISに定める方法を示す。				

3 品質試験

スラグの品質試験は、次のとおり行うものとする。

- (1) 溶出試験 製品スラグ1ロットごとに1回以上
- (2) 含有量試験 製品スラグ1ロットごとに1回以上
- (3) 材料試験 アスファルト混合物用骨材においては、製品スラグ1ロットごとに1回以上、それ以外の用途については3か月ごとに1回以上とする

製品スラグ1ロットについては、「富山地区広域圏クリーンセンター道路用溶融スラグ品質管理基準」による。

4 試験結果資料の保存等

- (1) 溶出試験、含有量試験及び材料試験の結果は、10年間保存するものとする。
- (2) 溶出試験及び含有量試験用の試料(サンプル)は、10年間保存するものとする。
- (3) 試験結果は、利用者の求めに応じて計量証明書(写)等をもって提示する。

5 利用用途

スラグの利用用途は、次のとおりとし、この用途以外に利用してはならない。

- (1) 路盤材 (下層路盤材、上層路盤材)、加熱アスファルト混合物用骨材
- (2) コンクリート用溶融スラグ骨材 (コンクリート二次製品用材料含む。)
- (3) 埋戻し材、路床材等
- (4) その他使用方法、使用場所、加工場所等について利用者と富山地区広域圏事務組合とが協議のうえ決定した用途

6 販売等

スラグの販売については、「富山地区広域圏事務組合溶融スラグの売払いに関する要綱」によるものとする。

7 スtockヤードの確保

スラグ利用者は、製品の安定供給を図るため飛散防止等の機能を備えたストックヤードの確保に努めるものとする。

8 指針の見直し

この指針は、環境省指針や J I S 等に変更がある場合、その他必要がある場合に見直しを行うものとする。

9 その他

この指針に定めるもののほか、スラグの利用推進に関する必要な事項は別に定める。

附則

- (1) この指針は、平成 1 6 年 1 1 月 1 日より施行する。
- (2) この指針は、平成 1 9 年 7 月 2 0 日より施行する。
- (3) この指針は、平成 2 0 年 5 月 1 4 日より施行する。